

1 あいさつ

委員長よりあいさつ。

2 議題

（仮称）健幸づくり条例（素案）の検討。

事務局より資料「（仮称）健幸づくり条例（素案）【全体の構成】」を用いて健幸づくり条例（素案）の概要について説明をした。

素案の検討に入る前に、歯と口腔の健康づくり条例について委員の意見を伺った。

【委員】

健幸都市宣言をうけ条例を制定するという事なので、素案についてはこんな感じでよいと思う。（仮称）健幸づくり条例に、歯と口腔の健康づくりのことだけ細かいことを盛り込むといびつな条例になる。今後、別に歯と口腔の健康づくり推進条例を制定していただきたいが、今回は理念条例という位置づけで、素案のような条例を制定していただければよいと思う。

【委員】

簡単なもので、理念という形で出していただけばと思うのでこのままでよいと思う。

【委員】

（仮称）健幸づくり条例では基本的なことを定め、具体的なことが必要であれば、要綱または規則を制定すればよいかと認識している。

【委員】

（仮称）健幸づくり条例に歯と口腔の健康づくり条例のようなものを含めるのは非常に難しいため、理念のようなものが入っていればよいと思う。歯科医師会から了解を得られれば、要綱など検討すればよいと思う。

【委員長】

（仮称）健幸づくり条例の中に、歯と口腔の健康づくり推進についての内容を極端にバランスが悪くならないよう盛り込み、今後予定している事業ができるようにするのもありだと思う。

【委員】

歯と口腔の健康づくりについて一筆入れている市町があれば、全く入っていない市町もある。保健センター事業で頑張っている高齢者・妊婦のことや食育については今回の素案に入っていないが、一筆入れている市町もある。

歯と口腔の健康づくり推進について一筆でも入れるのはありだと思ふ。何をどの程度入れるかで岩倉市の特徴を出していければいいと思ふ。

【委員長】

第1回委員会で副市長から、歯と口腔の健康づくりの推進については重要であると認識しているので、今回の条例に取り込みたいという話があった。

歯と口腔の健康づくり単独の条例の制定に関しては、この場で議論できるものではないが、（仮称）健幸づくり条例の中に歯と口腔の健康づくりの推進も含めるかどうかについて意見をいただきたい。

【委員】

第10条のからだの健康づくりの推進については、ざっくりしたことが書いてあるのに、第11条の歯と口腔の健康づくりの推進については、細かいところまで書いてあるが、条例としてこんな感じでよいのか。

条例はざっくりしたもので、細かいところは要綱として制定すればよいのか。

【委員】

からだ全体、こころのことを含めてバランスが取れた条例にするべきだと皆様も同じ考えだと思う。一つだけ突出するのはどうなのか、あまり細かいところまで踏み込まない方がよいかと認識している。

（仮称）健幸づくり条例は健康な人を対象にしていると理解をしているが、病気になった人はどうすればいいのか。健康な人だけではなく、病気の人にも適用できる条例にした方がよいと思ふ。

【委員長】

私も健康な人だけの条例ではないと思ふが、条文の中で具体的にそれがわかるような表現を考えることが委員会の役割だと思う。

先程の条文のバランスについては、若干の凸凹はあるかもしれないが、なるべくバランスをとった方がよいという意見にまとまったと思ふ。今年度は、歯と口腔の健康づくりも含めた条例を制定するというこゝで進めさせていただきたい。

○前文について

前文は、条例の内容を総括するものであるため、条文の検討が終わってから改めて検討するが、各委員に現時点での意見を伺った。

【委員】

第1回委員会で副市長から「条例に岩倉市らしさを」と話があった。前文なのか基本理念なのか分からないが、何か岩倉市らしさを表現できるといいと思ふ。岩倉市はコンパクトなまちであるからまとまりやすいのか、市民間の絆がある。段々人口が減っていく現状を踏ま

え、財政にも絡んでくるが、約4万8千の人口を維持できる様な健康施策が盛り込まれることを希望している。

【委員長】

前文は岩倉市らしさを最も強調できる場所だと思う。素案では、自然が感じられるまち等表記しているが、人口規模等、もう少し違った点から岩倉市らしさをとらえ、今後のまちづくりの視点からも検討していただきたい。

【委員】

第2段落の「わたしたちのまち岩倉は」から始まる1文は、岩倉市自治基本条例とほぼ同じ文章になっている。その他、健康に関する「身体を動かすこと」「旬の野菜」「人と人とのきずな」という文言を入れている。

「身体を動かすこと」「人と人とのきずな」は、第2章の施策の中に含まれているが、「旬の野菜」に関する食育は条文に入っていないので、食育について何か触れてもいいのかなと感じた。

【委員】

厚生労働省の政策として「地域共生社会の実現」がある。これは、人生において様々な困難に直面した場合、皆で支え合うことで、ハンディキャップを持つ人もその人らしい生活を送ることができることで、非常に重要なことになる。共生社会という言葉を表記しないまでも、その精神を条例に折り込むことができればと思う。

【委員長】

先程意見のあった病気になった人を含め、全市民のことを気にかけてメッセージを入れた方がよいという意見だと思う。

○第1条 趣旨について事務局より説明

趣旨は、この条例がどのような事項について規定されているかを簡潔に表現している。市民が生涯にわたり、心身ともに健康で生きがいを持ち、心豊かな生活を送ることができるよう、基本理念、役割、施策の基本となる事項を定めている。

【委員】

「地域の活動団体」の「地域」は行政区や区をイメージしてしまう。（仮称）健幸づくり条例は、市全体のものであるため、「地域」を入れると違和感がある。

第2条でも地域の活動団体が定義されているが、自治基本条例では地域団体と市民活動団体を分けている。市民活動団体はボランティアのため、地域の活動団体に市民活動団体を含めるのには違和感がある。地域の活動団体とするのであれば、地域等とするなど広く解釈できるようにした方がいいと思う。

【委員長】

地域という狭い範囲をイメージするが、事務局の素案は、区レベルから市全体まで地域と設定している。

【委員】

素案に自治基本条例と同じ文言で「行政区、子ども会、老人会、婦人会」と具体的な名称を表記しているが、岩倉市ではそれ以外にも様々な団体が活動しているので、むしろ入れない方がいいと思う。

他の市町の条例を見ると、市民公益活動団体等、また違う表現をしている。

【委員】

私はこの条例を単独で見たときに、対象になるのは何かということが重要だと思う。自治基本条例の表現をそのまま持ってくることは差し支えないが、自治基本条例の表現と（仮称）健幸づくり条例の表現がチグハグになるのはまずいし、自治基本条例と（仮称）健幸づくり条例の両方を見ないと意味が分からないような条例ではいけない。

【委員長】

地域の活動団体の定義について、具体的な名前を入れると想定している範囲が狭まってしまいうため、自治基本条例との整合性もとりながら修正していきたい。

○第2条 定義について事務局より説明

定義は、条例の中で使用する用語の意義を明確にするため規定している。

(1) 健幸は、生涯にわたって個人の状態に応じた健康を保ち、生きがいや役立ち感を持ちながら、いきいきと、幸せに暮らすことができる状態をいう。

(2) 健康づくりは、バランスのとれた食生活、楽しく続けられる運動習慣、睡眠による休養、適正飲酒等の望ましい生活習慣の実践や、口腔ケアにより歯及び口腔の健康を保持することで、心身の状態をより良くしようとする取組を表している。

(3) 市民は、市内に居住する人だけでなく、市内に通勤又は通学する人や市内で事業又は活動を行う個人又は団体を表している。

(4) 地域の活動団体は、岩倉市自治基本条例に定義された、地域団体である、行政区、子ども会、老人クラブ、婦人会など、地域で生活することを縁とし、地域での生活場面を通して、つながりを持って活動を行っている組織と、市民活動団体である、特定のテーマに対する共感によってつながりを持つ非営利団体を合わせたものを表している。

(5) 事業者は、市内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う企業、商店、商工会等をいう。

(6) 学校等は、市内の保育所、認定こども園、幼稚園等の就学前児童が定期的に通所・通園する施設や小学校、中学校、高等学校をいう。

(7) 保健医療福祉関係者は、保健所、保健センター等で保健サービスを提供する保健関係者と、病院、診療所、介護老人保健施設、薬局等で医療サービスを提供する医療関係者と、民生委員・児童委員及び福祉施設や対象者の居宅で福祉サービスを提供する福祉関係者をいう。

【委員】

(2) 健康づくりは、心身の状態をよりよくしようとする表現になっている。昨日の生涯学習センターフェスティバルでの市長挨拶に、こういう行事を通じてお互いに人間関係を良くする効果があるという趣旨の話があったが、例えば、良好な人間関係のような表現を加えてはどうか。

【委員長】

人間関係は、きずなという言葉が前文にはあるが、定義には出てこない。こころの健康を、人間関係を含め定義に入れるかどうか、検討していきたい。

【委員】

(6) 学校等は、保育所、認定こども園等とあるが、学校を先にしたらどうか。

【委員長】

学校等なのに、保育所が先になる順番は、経ていく順番に並べたのだと思う。学校等の言葉自体をかえるべきという助言でもあるか。

【委員】

それは求めている。学校等の言葉はよいかと思う。

【委員長】

(1) 健幸は、最も重要な言葉になる。明確な定義がどこかにあるわけではないので、岩倉市らしさ、また病気になった人が疎外されていると感じさせないようなことにも配慮し、しっかりと定義するべきである。

【委員】

(1) 健幸は、事務局の説明を聞くとなるほどと思った。事務局が言ったことがこの一文に含まれているなら、あまり奥に行かなくてこういう定義でよいと思う。

(4) 地域の活動団体は、少し考えなければならない。岩倉市らしさのひとつでもあるが、非常に多くの人たちが様々なボランティアに参加している。行政区、子ども会、老人クラブ、婦人会だけではそれを全部言い表すことができないが、適切な言葉が思い当たらない。

【委員】

(4) 地域の活動団体は、自治基本条例をそのまま引用したほうがよいと思う。例えば「地域及び市民活動団体」でもよいかと。事務局の説明は、自治基本条例で定義している地域団体と市民活動団体をただ合わせた内容だがそれでよいのか。

私の持論だが、区の行政、子ども会等の地域活動は地縁である。一方、ボランティア等の志がある人達が集まって行う市民活動は志縁である。地縁という縦糸と志縁という横糸が織

物のようにお互いに密に連携して活動していくことが一番よいことのため、1つの言葉にまとめず、2つの言葉に分け、双方の連携について何かうまい表現ができればいいのではないか。

【委員】

あまりにも細かくすると訳が分からなくなってしまうので、「地域及び市民活動団体」という表現でどうか。プラス何かあれば追加していけばいいと思う。

【委員長】

定義にしっかりと明記し役割に繋げ、これに基づいて施策を立てていくことが重要なので、しっかりと当事者意識を持っていただけるよう表記することが大事だと思う。「地域の活動団体」を分けるか、分けないのであれば「地域及び市民活動団体」で進めていきたい。

○第3条 基本理念について事務局より説明

基本理念は、この条例の趣旨である健幸づくりを推進するための基本的な考え方を示している。

(1)は、個人の取組に関するもの。市民一人ひとりが、自らの健康や健康に影響を及ぼす生活習慣に対する意識や関心を高め、ライフステージや心身の状態に応じた健康づくりに取り組むことと、だれもが社会参加しながら、支え合い、地域や人とのつながりを深め、主体的に健幸づくりに取り組むことを定めている。

(2)は、地域や関係団体等の連携による取組に関するもの。健幸づくりの取り組みは、個人や家庭が基本となるが、地域や職場・学校等の社会環境の影響を受けやすいことから、健幸づくりに関心の薄い人なども含めて、誰もが健幸に関心を持ち、健幸づくりに取り組みやすいよう、地域社会全体が相互に支え合いながら、社会全体で健幸づくりを支援していくことを定めている。

【委員】

(1)は、市民個人が取り組むことを示しているとわかるが、(2)は、地域社会全体が連携して市民個人の健幸づくりを推進することを示しているため、(2)1行目の市民は不要だと思う。

【委員長】

(1)では、「市民は、～」と表記しているのに、(2)では、「市、市民、～が～」と表記している。(2)は、「市は」という主語があればよいのかもしれない。

【委員】

(2)はあくまでも個人ではなく、市、活動団体、事業者等の基本理念を表しているのなら、第2項2行目の「市民の主体的な意思による健幸づくり」を単に推進するのではなく、健幸づくりに取り組めるように何とかすることを表記すべきではないか。

【委員長】

(2)に主語がないが、主語は「市は」ということでよろしいか。

「市は、市民、地域の活動団体、事業者、学校等、保健医療福祉関係者が相互に連携を図りつつ、市民の主体的な意思による健幸づくりを支援する」とすべきで、「推進する」はおかしいということか。

【委員】

「推進」ではなく、協力して働く「協働する」がよいのではないか。

【委員】

(2)は、保健医療福祉関係者までが主語だと思っている。

「協働して市民の主体的な意思による健幸づくりを推進する」がよいかもしれない。

【委員長】

推進できるようにしっかりと協働していくということで、「協働」をいれる。
保健医療福祉関係者までを主語としているのか。

【事務局】

保健医療福祉関係者までを主語としている。

【委員長】

「協働」という言葉を入れた方がよいと思う。健幸づくりを推進するため、市から保健医療福祉関係者までの主語が協働するということが基本理念になる。

【委員】

基本理念に「協働」という言葉を入れるなら、定義にも入れた方がよいと思う。

【委員長】

「協働」という言葉をどう定義したらよいか。食の健康づくり推進員で協働していることはあるか。

【委員】

農協とタイアップして、料理の教室を行っている。

【委員長】

まさにそれは「協働」である。

【事務局】

自治基本条例の定義の中に協働があるので、これをもとに定義するのも一つの方法だと思

う。

【委員】

協働は協力して働く、つまり、相手の立場を知り、相手を尊重しながら働くことで、非常に重要なこと。「協働」を定義に入れた方がいいということは同感である。

自治基本条例の定義には、「市民、議会、執行機関」とあるため、（仮称）健幸づくり条例にあうよう考える必要がある。

【委員長】

「協働」という言葉を単に入れるだけではなく、協働のために相手の立場を知る必要性もあることをふまえ、基本理念を考えていただければと思う。

○第4条 市の役割について事務局より説明

市の役割は、健幸づくりを推進するための施策を実施することと、その施策を実施するにあたっては、市民が継続的に健幸づくりに取り組めるよう、地域の活動団体等との協働により、地域社会全体で個人の健康を支え、いきいきと幸せに暮らすことができる環境の整備に取り組むよう努めることとしている。

【委員】

「市の役割」というタイトルだが、自治基本条例だと「市長の役割と責務」ということで、「市の責務」にするのか、単に「市の役割」とするのか。役割だと責務より軽いニュアンスになる。他の条例を見比べると様々あるが、市民は「役割」、市は「責務」の方がよいと思う。

【委員】

私は「役割」でよいと思う。「責務」というのは、責任と義務が生じるため非常に重いものだと思う。自治基本条例には、確かに第8条に「市長の役割と責務」とあるが、（仮称）健幸づくり条例は、「責務」という言葉を使わなくてもよいかと思う。第5条から第9条まで等しくそれぞれの「役割」である。

（2）に、「地域社会全体」という言葉が初めて出てくるが、「地域社会」は何を指すのか。地域を指すのか。「全体」という言葉があると解釈が難しいかなと思う。「地域社会」で意味は通る気がするが、市の役割としてなら「地域社会」はなくてよい気がする。

【委員長】

「地域社会全体」という言葉についても、特にこのままでよいかもしれないが、「地域」という言葉がこれまで議論になり、誰にでも分かるように注意しないといけない。「地域社会全体」を単に言葉として使っているのか、明確な意味を表しているかについては、市として考えていかなければならない。

私の意見として、市には責務的な役割もあると考えており、「市の責務」とすると何か義

務が実際に発生するはずだが、事務局としてはどちらでもよいのか。

【事務局】

「責務」か「役割」か悩んだ。市だから「責務」という言葉がふさわしいかなと思ったが、市民が見る条例だと「役割」という言葉を使う方が、より優しく受け入れやすいのかなと思い、「役割」という言葉を使わせていただいた。

【委員長】

「役割」という言葉で一応進めるということではよろしいか。

【委員】

他市の条例で、「責務」をたくさん使っているものがあったり、市が「責務」とかなり責任を負い、市民が「役割」としているものもあるが、岩倉市の場合、「役割」がよければ「役割」でもよい。

【委員長】

「責務」という言葉を使っている自治体が結構あるということで、事務局は「責務」と「役割」どちらにするか議論した上で、「役割」が理念条例として相応しいものと判断したようだ。

【委員】

自治基本条例は、「市民の役割と責務」「職員の役割と責務」と、どちらかという個人に対して「役割と責務」を明記しているのではないかと思う。

「責務」と明記したときに、本当に責任を伴って、何か落ち度があったときに色々と問題視されることまで求めているため、「責務」というより「役割」だと思う。

【委員長】

委員会としては事務局の説明も踏まえ、「役割」としてはどうか。ただし、意味合いとしては「責務」を果たしていくべきということかと思う。

○第5条 市民の役割について事務局より説明

市民の役割は、自らの健康に積極的に関心を持ち、健康づくりに主体的に取り組むよう努めることと、市や地域等で行われる活動に積極的に参加し、地域社会と関わりをもって、健康づくりに努めることとしている。

【委員】

第4条市の役割あるいは第9条保健医療福祉関係者の役割にも関わるが、健康な人だけではなく、病気になった人の健康づくりについてどこかに入りたい。

【委員】

健康づくりというのは、病気にならないように皆様何か頑張りましょう、こういったことをしましょうということである。病気になった場合は、医療機関を受診するしかないので、文章に入れるのは難しいと思う。

【委員】

病気というか、要介護者、障害者、ハンディキャップがある人、認知症の人等様々な人がみえ、岩倉市にはそういった人の施策を検討する委員会がある。

(仮称) 健幸づくり条例に、病気になった人をどうするかということを含め、健康な人がよりいきいきと生活していけるために、具体的にどういうことをしたらいいかを盛り込んでいけたらと思う。

【委員長】

健康ではない人が健幸づくりの対象ではないと疎外感を持つことがないように条例にしないといけないと思う。

【委員】

病気になった人は医療機関を受診するのではなく、お互いに支えあう共生社会のもとで行う健康維持あるいは健康管理の部分を条文に入れてもよい気がする。

【委員】

私が日頃行っている保健推進活動のことだが、地域の皆様に健康づくりについて具体的に直接話すことで、テレビ等メディアよりも心に残る伝え方に努めている。

先月は、介護従事者から認知症予防等の話をしていただいたが、参加されない人にどう伝えるか。保健推進員活動に参加しない人を参加させるためにどうしたらいいかが課題である。

市民の皆様一人ひとりが健康になるようにと、広く健康マイレージへのチャレンジを勧めている。

【委員長】

市民の役割に関して保健推進員の活動は重要であり、市民の健康づくりに繋がるように表現できればと思う。

【委員】

補聴器をつけていたり、車いすで生活をしている等のハンディキャップがある人が気持ちよく生きていくために、どうすればいいのか。共生社会のことを基本理念のところになるかもしれないが何か入れたい。

【委員長】

地域の活動団体の役割にも関連してくると思うので、第6条を検討する中で議論を進めたいと思う。

○第6条 地域の活動団体の役割について事務局より説明

地域の活動団体の役割は、地域のつながりやそれぞれの団体の専門性を生かして、市民の健幸づくりを促す活動に取り組むことと、事業所等や市が実施する健幸づくりの推進に関する活動に協力するよう努めることとしている。

【委員】

ユニバーサルデザインは、国籍の違いや障害の有無等にかかわらず、誰もが安心して生活できるように配慮している。第1項2行目について、例えば「市民の健幸づくりを促すと共に、安全安心を保つ活動に取り組む」など、安全安心という意味合いをどこかに入れるといいと思う。

【委員長】

「安全安心」という言葉は地域の活動団体の役割に限らず、市やそれ以外の役割でも必要かと思われるので、先程から一貫して言われている「共生社会」という文言を含めた方がいいのではないかと思うが、広がり過ぎるという意見もあるかもしれないので、議論をいただきたい。

「幸せ」という言葉が入り、単なるヘルスだけではないということ考えると、全市民の様々な状態を想定して条文を作るということが大変難しいことだと思う。具体的に何らかの言葉を第6条に入れるか前文に入れるか、全体を通して検討をさせていただきたい。

【委員】

「健幸づくりに資する活動」について、第5条では「市、地域、学校等」において行われるとし、第6条では「事業所、学校等又は保健医療福祉関係者」が行うとしているが、統一した方がよいと思う。

第5条には、保健医療福祉関係者が入っていないので、入れるべきだと思う。

【委員長】

保健医療福祉関係者を含めていないのは、何か意図があるわけではないなら、含めてはどうか。

○第7条 事業所の役割について事務局より説明

事業者の役割は、その事業者が雇用している労働者に対し、健幸づくりに取り組むことができるように職場環境を整備する役割があるということと、地域の活動団体等や市が実施する健幸づくりの推進に関する活動に協力するよう努めることとしている。

【委員】

事業者は、年に1、2回健診を受診させる程度で、健幸づくりに関する行事はあまりない。

【委員長】

市民ふれ愛まつりに参加するか。

【委員】

それには参加する。

【委員長】

市民ふれ愛まつりはひとつの大きな活動である。

【委員】

それに参加するぐらい。

【委員長】

健康マイレージに協力することも、事業者の活動のひとつになるのかもしれない。

【委員】

J Aは、健保組合と協働して、歩け歩けの取り組みをしている。また、職員が働きやすい職場づくりを常に考え、取り組みをしている。

【委員】

老人クラブでは、年に5回健康づくり勉強会をやっている。

素案には「幸」と「康」が両方ある。どこが「康」でどこが「幸」であるべきかが自分には全然わからない。条例は全部「幸」にすればよいと思ってしまう。

【委員長】

確かに「幸」「康」読み方も一緒なため、分かりにくいかもしれない。

【委員】

事業者には非常に重要な役割があると思う。岩倉市には大きな会社や小さな会社が様々あり、事業者がいかに行政の施策に協力していくかが大事だと思う。第7条第2項で「地域の活動団体、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動」が先に出てくるが、「市が実施する健幸づくりの推進に関わる施策」が先に出てきてもよいかと思う。

毎年3月に五条川のクリーンアップが行われ、様々な団体等から600人～700人が参加している。これは環境維持が目的だが、健康とも大きな関係があるため、重要性を感じている。

【委員】

先ほどの「幸」か「康」か分からないという発言について、他の市町の条例で、最初に「幸」が出るときに「」を使い、健幸の定義づけをした後は「」を取り、文字の使い方で違いを表現しているものもある。

第7条の文言で、「事業者は、その使用する労働者」という文言があるが、この表現は「使用する」より「雇用する」がよいかと思う。また、「労働者」は「従業員」でよいかと思う。意味ではなく、表現としてベターだと思う。

【委員長】

他の市町の条例の表現をそのまま持ってきたかもしれない。表現を改めるようにする。

○第8条 学校等の役割について事務局より説明

学校等の役割は、児童、生徒等が健幸づくりに取り組みやすい学校等の環境を整備する役割があるということと、地域の活動団体等や市が実施する健幸づくりの推進に関する活動に協力するよう努めることとしている。

【委員長】

学校の果たす役割は、第8条で言い表せているか。また、学校保健計画や学校安全計画との関連について明記した方がよいか。

【委員】

意味合いとしてはこれで言い表せていると思う。

安全計画や保健計画にも触れるとなると、かなり大きな環境整備となる。あくまでも校内での健幸づくりに関する環境づくりに特化しているのであれば、このままでよいかと思う。

【委員長】

地域とは「協力」の方がいいか、「協働」の方がいいか。

【委員】

小学校単位では地域とかかわっていくことがあるので、「協働」の方がよいと思う。

単なるボランティア活動であれば「協力」でもよいかと思うが、地域とのかかわりの中でともにとっているのであれば、「協働」の方がよいと思う。

【委員長】

地域の活動団体、学校は、地区や学区で区切られている。学校が核になる可能性があるかも知れないが、協働することにより、施策・計画等の発展にもつながるのではないかとと思う。

【委員】

組織的には、学校は教育委員会の下にある。

第2項に「市が実施する健幸づくりの推進に関する施策に協力する」とある。最近、いじめ、虐待等が社会問題になっているが、健幸づくりの点から非常に大事なことであり、条例にどのように入れるかが大きな課題だと思う。そういった課題や教育委員会という組織をどのように条例に組み込むかが重要だと思う。

【委員長】

学校等ではなく、教育委員会をしっかりと明記するべきということか。

【委員】

学校等でいいかも知れないが、確認する必要があると思う。

【委員長】

この条例の中の「学校等」には、保育園なども含めているため、「等」としているが、教育委員会も含めるのであれば、別の表現も考える必要がある。学校単位では、様々な意思決定をすることが難しいか。

【委員】

各学校で校長に任されている部分もあるし、教育委員会で意思統一される部分もある。市内の小中学校のみであれば、「教育委員会等」としてもいいと思うが、そこに高等学校や保育園等を含めるには違和感がある。

【委員長】

教育委員会を含んだ文言を検討していきたいと思う。この条例は学校医にも関係してくるかも知れないが、次の条文の保健医療福祉関係者の役割に含められるかと思う。

○第9条 保健医療福祉関係者の役割について事務局より説明

保健医療福祉関係者の役割は、健康づくりに関する正しい情報を提供し、市民が健康づくり及び福祉に係るサービスを適切に受けられるよう配慮することと、地域の活動団体や市が実施する健幸づくりの推進に関する活動に協力するよう努めることとしている。

【委員】

第1項の中に「薬物等の健康づくり」とあるが、根本的に、薬物には違法薬物も含まれてしまうため、「医薬品の適正使用」と文言の修正をお願いしたい。

【委員】

県は、健康日本21あいち新計画をもとに、県民の健康づくりを推進している。この中で、健康寿命の延伸、平均寿命と健康寿命の差をできるだけ小さくすることに取り組んでい

る。第9条は、この計画を実現するのに必要なことと思う。

病気になった人の健康だが、健康日本21は重症化予防が一つのテーマであり、病気を抱えても、病気にどう向き合うかが健康づくりの大きな視点になるということで、計画に取り入れられている。条例にそのニュアンスを含めるのはなかなか難しいが、上手に入れ込めればいいと思う。

【委員】

医師会では、健康診断、予防接種、保健指導、特定健診、異常が見つかった方への病気の説明等を行っている。福祉・介護に関して、市から委託を受けて在宅サポートセンターを医師会で運営している。医師会が主導で行っているものはないかも知れないが、医師会は様々なところから要請を受けて活動しているため、活動範囲が広い。

病気に関する講演会の依頼が年に2、3回あり、生活習慣病、高血圧、糖尿病等について、聴講者の年齢に合わせて講師を選定し、講演会を行っている。また、様々な福祉に係るサービスを適正に行うことに努めている。

健康づくり推進に関する施策に協力することにいつも一生懸命努めている。

【委員長】

委託事業も含め、医師会、歯科医師会でなければ、市の健康づくりに関する取り組みは前に進まない部分があるので、市は適切に依頼あるいは協働の働きかけをする必要がある。

【委員】

この条例の中で、保健所の位置づけは保健医療福祉関係者でいいのか。県の組織としての保健関係ではないかと思うが。

【委員長】

確かに、県レベルでは児童相談所等がある。

【委員】

県も含め近隣市町との連携について、意識だけはする必要はあると思う。

【委員長】

県等との連携についても整理したいと思う。

3 その他

岩倉市骨髄提供者等助成事業、事前課題、次回委員会の日程等について案内

以上